

公益財団法人奈良県スポーツ協会トップアスリート育成支援事業補助金交付要綱

第1 趣 旨

公益財団法人奈良県スポーツ協会会長（以下「スポーツ協会会長」という。）は、本県選手の競技力向上を図るため、体育団体等が行うトップアスリート育成にかかる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 定 義

この要綱における「体育団体等」とは、公益財団法人奈良県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に加盟する競技団体及び学校体育団体をいう。

2 この要綱における「トップアスリート育成支援事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 選手育成強化事業
- (2) 新・指導者育成強化事業
- (3) ジュニア育成（発掘）事業
- (4) 練習環境整備事業

第3 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、体育団体等がトップアスリート育成支援事業を行うために要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内においてスポーツ協会会長が定める。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする体育団体等は、交付申請書（第1号様式）に、別に定める実施要項に規定する関係書類を添付し、スポーツ協会に補助金の申請をしなければならない。

第5 補助金の交付決定

スポーツ協会会長は、第4に定める交付申請書を受理した場合において、適当と認めるときは、交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

なお、スポーツ協会会長において、補助金の交付の目的を達成するため条件を付けることが必要と認める場合には、これを付すことができるものとする。

第6 計画変更の承認

補助金交付団体等は、事業計画を変更しようとする場合は、計画変更承認申請書（第4号様式）を提出し、スポーツ協会会長の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 総額の20パーセント以内の変更である場合。
- (2) 補助目的に変更をもたらすのではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

第7 補助金の変更

スポーツ協会会長は、第6の規定により事業計画の変更を承認したときは、必要に応じて補助金額の変更の交付決定を行う。

第8 指示及び検査

スポーツ協会会長は、補助金交付団体等に対して必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

第9 事業実績の報告

補助金交付団体等は、事業終了後すみやかに実績報告書（第5号様式）に別に定める実施要項に規定する関係書類を添付し、報告しなければならない。

第10 補助金の確定

スポーツ協会会長は、第9に定める実績報告書を受理した場合において、額の確定を行い、補助金確定通知書（第6号様式）により、補助金交付団体等に通知するものとする。

第11 補助金の支払

補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金交付団体等からの交付精算払請求書（第3-1号様式）により、支払うものとする。

ただし、必要であると認められる経費については、補助金の交付決定を受けた額の全部または、一部の概算払を交付概算払請求書（第3-2号様式）により、請求することができる。

第12 補助金の返還

スポーツ協会会長は、補助金交付団体等が次のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5に規定するスポーツ協会会長が付した条件に違反したとき
- (2) 第6の規定に違反したとき
- (3) 第8に規定する指示に従わなかったとき又は検査を拒否したとき
- (4) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

第13 その他

補助金の交付にかかる手続き等については、実施要項を別に定める。

取得財産については、管理者をもって適正に管理すること。また、処分制限財産をスポーツ協会会長の承認を受けないで目的に反して使用すること、または、処分等を行うことは禁止する。その場合において、収入があった場合には、その収入の全部または一部を返納することとする。

付 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。